

中国における音楽著作物の保護に関する法的取扱い

馬 凱琳^(*)

近年、中国で音楽著作権侵害事件が増加している。特にデジタル化とライブ配信の普及に伴って、盗作や無断翻案・複製、無許可利用等のような侵害行為が顕著になっている。2025年に北京インターネット裁判所により公表された報告によれば、2018年から2025年のライブ配信関連音楽著作権侵害事件だけで、約75%を占めているとの報告が示すように実務上の問題が深刻化している。さらに、利用目的や利用態様により適用される権利範囲が異なること、当事者適格や著作権帰属、侵害の責任主体といった争点が存在することから、侵害の成否判断は困難を伴う。そこで、本稿では、その現状と課題を整理したうえで典型的な裁判例を分析し、法制度と技術の両面から保護の在り方を検討する。

目次

- I はじめに
- II 著作権法における音楽著作物の取扱いの現状と課題
 - 1 音楽の構成要素と権利帰属
 - 2 音楽著作物と著作権法上の諸問題
- III 裁判例による検討：音楽著作物の権利侵害の認定
 - 1 楽読公司 VS. 酷狗公司著作権侵害及び不正競争紛糾事件
 - 2 楽海飛声公司 VS. 温州銀行、温州銀行杭州支店著作権帰属、侵権紛糾事件
- IV 音楽著作物の著作権保護に関する今後の展開
 - 1 法制度上の対応
 - 2 技術的保護手段
- V おわりに

4.97%増加し、とりわけ同年デジタル音楽市場が前年比15%増の1027.46億元(2.12兆円)に達し、音楽配信サービスの利用者数は7億2900万人となり、有料サービス利用者数も増加しているため、市場全体の収益基盤が強化されている。中国音楽著作権協会⁽¹⁾(以下「MCSC」という)の2024年度の音楽著作権使用料は前年度比11.7%増の4.77億元(約98.37億円)で、2021年の4億4200万元(約91.2億円)を上回り、過去最高を更新しており⁽²⁾、著作権収入の増加が著作権保護の強化と市場整備の進展を反映している。

しかし、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、音楽著作権侵害に関する法的問題が顕在化しており、2000年から2010年にかけて当時は、法制度や司法制度の整備不足と音楽の流通ルートや有料音楽サービスが未発達であったことも相まってインターネット上に海賊版コンテンツが大量に流通していたため、著作権保護の実効性確保が喫緊の課題となっていた⁽³⁾。2015年には中国国家版權局⁽⁴⁾がオンライン音楽配信事業者に無許諾楽曲の削除を命じ、主要配信サイトから合計220万曲の無許諾楽曲が削除されたことが著作権侵害抑止に大きな効果をもたらし、業界の正規化を促進した。さらに2025年には中国国家版權局がデジタル音楽著作権保護に取り組み始めてから10周年にあたることを踏まえ、中央宣伝部版權管理局の局長が、「国

I はじめに

近年、中国の音楽市場はデジタル技術の進展とともに急速に拡大しており、『2025年中国音楽産業発展総報告』によれば、2024年時点での中国市場規模は約4929.15億元(約10.17兆円)となっており、前年比

(*) 日本大学法学研究科私法学専攻 博士後期課程院生、日本大学国際知的財産研究所 研究員

(1) 中国音楽著作権協会(Music Copyright Society of China)は、1992年12月17日に国家版權局と中国音楽家協会によって共同で設立された中国(香港・マカオ・台湾を除く)唯一の音楽著作権集中管理団体であり、作曲家、作詞家及びその他の音楽著作権者の合法的に權益を守ることを目的とする。

HP: <https://www.mcsc.com.cn>

(2) 中国伝媒大学音楽産業発展研究中心『2025中国音楽産業発展総報告』(2025年6月)。

<https://mp.weixin.qq.com/s/24zPeL4MsugmNCPcEH9nWg>
(最終閲覧日: 2025年11月17日)

(3) 熊瑞「音楽産業“全面数字化”与中国著作権法三十年」法学評論(2023年第1期)130-141頁。

(4) 中国国家版權局は、1985年に設立された国务院の著作権行政管理部門であり、著作権に関する法律や法規の草案作成、著作権管理に係る規程や重要な管理措置の実施及び監督検査等を行う。

家著作権局は、デジタル音楽産業の発展を高度に重視しており…今後は音楽著作物の創作・保護・流通への支援を一層強化するとともに、著作権法に関する規定や条例の改正を積極的に推進し、法制度の規範的・指導的・保障的機能を十分に発揮させる⁽⁵⁾と示しており、これにより音楽著作物保護の制度的基盤が一層整備される見通しがある。国民の著作権意識も高まりつつあるため、音楽の適切な保護と利用のバランスをどう図るかが社会的関心事項となっている。

以上の背景を踏まえ、本稿は、音楽著作物の法的取扱いに焦点を当て、典型的な侵害行為の分析、侵害認定における判断基準と手法の検討を通じて、今後の音楽著作物に関する権利保護の在り方について考察することを目的としている。

II 著作権法における音楽著作物の取扱いの現状と課題

1 音楽の構成要素と権利帰属

音楽の構成要素としては、旋律(メロディー)、和声(ハーモニー)、リズムという三つの要素が欠かせないと考えられている。「メロディー」とは、高さや長さの異なる音の組み合わせによって構成される音高の配列であり、音楽を構成する諸要素の中でも最も中核的な要素として、異なる音楽著作物を識別する唯一の判断基準とされる⁽⁶⁾。「ハーモニー」とは、複数の音を組み合わせるとして和音を構成し、それらの和音を連続的に進行

させる要素を指す⁽⁷⁾。「リズム」が音の長短や強弱の組み合わせによって形成されるものであり、楽曲の動きや雰囲気を大きく左右する要素である。例えば、日本の伝統音楽では、基本的に2拍子のリズムが多くみられ⁽⁸⁾、ジャズにおいては4ビートのリズムがよく用いられている。また一部の舞曲では、比較的単純明快なリズム構造がその特徴として認識されている。したがって、創作者が音の強弱、長短、高低、和音等の様々な要素を取捨選択し、異なるリズムと組み合わせることによって形成された音楽のジャンルは多岐にわたっている。

著作物として保護されるためには、独創性を有し、一定の形式で表現されていることが求められる(著作権法⁽⁹⁾3条1項)。こうした要件を満たした音楽は、著作権法3条⁽¹⁰⁾に列挙される著作物の一つとして位置づけられている。音楽著作物には、歌詞が付けられた曲と歌詞がない曲(いわゆる「インストゥルメンタル・器楽曲」)が含まれる⁽¹¹⁾。具体的には、著作物の成立要件を満たした上で、歌詞は言語著作物(著作権法3条1項1号)として保護され、作詞家はその著作権を、メロディー等は音楽著作物(同項3号)として保護され、作曲家がその著作権を、それぞれ個別に有することとなる。要するに、歌詞のみ、またはメロディーのみを利用する場合であっても、著作権法上の権利制限規定に該当しない限り、原則として著作権者の許諾が必要となる。作詞または作曲が複数人で行われた場合や、歌詞が楽曲と一体の音楽著作物として保護される場合には、当該著作物は共同創作作品⁽¹²⁾とみなされ、そ

(5) 林麗鸞「我国将进一步加大知識產權保護力度」人民日報(2025年4月26日第04版)。
http://paper.people.com.cn/rmrb/pc/content/202504/26/content_30070088.html
(最終閲覧日:2025年11月23日)

(6) 田耀農、田小康「關於旋律的定義與意義的思考」中国音楽 Chinese Music(2018年第2期)73-82頁。

(7) Игорь Владимирович Способин(著)、陳敏(訳)「和声学教程」(人民音楽出版社、2008年)1頁。

(8) 本多佐保美「日本伝統音楽のリズムを考える—小泉文夫のリズム論をもとに」音楽教育実践ジャーナル12巻1号(2014年8月)45頁。

(9) 本稿では、特に明記しない限り、中国著作権法の条文を示すものとする。

(10) 著作権法3条

「本法にいう著作物とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次の各号に掲げる著作物が含まれる。

(一)文字による著作物。

(二)口述による著作物。

(三)音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物。

(四)美術、建築による著作物。

(五)撮影による著作物。

(六)視聴覚著作物。

(七)工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物。

(八)コンピュータソフトウェア。

(九)著作物の特徴に合ったその他の知的成果。」

本稿において中国著作権法や著作権法实施条例等に関する日本語訳は、日本貿易振興機構(JETRO)中国に関する法令・法規の訳を参考した。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/>

(11) 著作権法实施条例4条

「音楽著作物とは、歌曲、交響楽などの歌唱または演奏できる歌詞が付きまたは付いていない著作物をいう。」

(12) 共同創作作品(中国語:「合作作品」)について、郭春飛は、「詞が先に作られた場合であれ曲が先に作られた場合であれ、詞曲の作者が共同の創意及び共同の創作行為を有するのであれば、共同創作作品とみなされる」と指摘する。「從新《著作権法》看音樂合作作品的權利及其行使—兼議《五環之歌》系列侵權案」版權理論與實務(2021年第8期)。

の著作権は創作者全員が共有し、その著作権を行使しようとする場合には、全員の合意が必要とされる⁽¹³⁾。また音楽著作権については、権利者本人による行使のほか、管理事業者による集中管理が行われる場合もある。中国においても、日本音楽著作権協会(JASRAC)に相当する著作権管理団体として、中国音楽著作権協会(MCSC)がある。権利者がMCSCと著作権管理契約を締結すると、MCSCは法律上の著作権者となっており、著作権を管理している。またMCSCは、使用者から使用料を徴収し、権利者に利用料を支払うことができるほか、著作権または著作権隣接権に係る訴訟、仲裁及び調停に当事者として関与することもできる⁽¹⁴⁾。

一方で、著作物を利用する際には、著作権だけでなく、著作権隣接権の取扱いにも注意する必要がある。中国著作権法下では、創作者である著作者の権利に加え、実演者、録音録画製作者、放送事業者及び出版者といった著作物等を伝達する者にも、著作権隣接権が与えられる。音楽著作物に関する著作権隣接権としては、主に実演者権及び録音録画製作者権が挙げられる。

まず、実演者権に関して、歌手による歌唱行為や、

演奏家による演奏行為等が、著作権隣接権の対象となっており、著作権法39条⁽¹⁵⁾では、実演者の著作財産権と併せて人格権が規定されている。そして、録音製品に係る著作権隣接権については、録音録画製作者(レコード会社等)に帰属すると解されている⁽¹⁶⁾。以下では、最近の事例を通じて、音楽著作権の帰属に関する法的問題を検討する。

今年6月、中国の人気歌手である鄧紫棋(デン・ツーチー)氏が再録アルバム『I AM GLORIA』はインターネット上に公開され、大きな注目を集めている。2006年当時15歳だった鄧氏は、母親が代理署名し、蜂鳥音楽(Hummingbird Music)と英語契約書を締結した。しかし、母親は英語が苦手なため、同社の口頭説明に頼らざるを得ず、契約書における「歌詞・曲の著作権及び録音製作者がすべて会社に帰属する」という条項には注意を払わなかった。2019年鄧氏は、蜂鳥音楽との契約を一時的に解除した。これに対し、蜂鳥音楽は、鄧氏の楽曲の著作権が会社に帰属すると主張し、鄧氏に過去の楽曲を歌うことを禁止するとともに、高額な契約解除金を請求した。2023年鄧氏は、著作

(13) 著作権法14条

「二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専利用用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。但し、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独で著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。」

(14) 著作権法8条

「著作権者及び著作権隣接権者は、著作権集団管理組織に授權して著作権または著作権隣接権を行使させることができる。法により設立された著作権集団管理組織は非営利法人であり、授權された後に、自らの名義をもって著作権者及著作権隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権または著作権隣接権にかかる訴訟や仲裁、調停活動に当事者として関与することができる。著作権集団管理組織は、授權に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を請求することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。著作権集団管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の全体状況を定期的に社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に対する管理監督を行わなければならない。著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・使用料の受領、分配及びその管理監督等については國務院が別段規定する。」

著作権集体管理條例2条(2004年12月28日中華人民共和國國務院令429号公布)

「本條例における著作権集団管理は、著作権集団管理組織が権利者に授權をされ、集中的に権利者の関係権利を行使して自分の名義で次の活動を行うことをいう。

(一) 利用者との締結する著作権或いは著作権にかかわる権利許可使用契約書(以下、許可使用契約書と略称する)。

(二) 利用者からの利用料の徴収。

(三) 権利者への利用料の支払い渡し。

(四) 著作権に及ぶ或いは著作権に関係する権利の訴訟、仲裁等を行う。」

著作権集体管理條例の日本語訳については、北京林達劉知識産権代理事務所作成の訳文を参考した。

http://www.lindapatent.com/jp/law_copyright/623.html

(15) 著作権法39条

「実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

(一) 実演者の身分を表示する権利。

(二) 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利。

(三) 他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利。

(四) 他人が録音録画することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利。

(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利。

(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利。

許諾を得た者は、前項第三号乃至第六号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。」

(16) 張利国「論数字技術対表演者権保護的冲击与法律上的回应」政治与法律(2023年第5期)20-34頁。

権法 42 条 2 項⁽¹⁷⁾に基づいて再録を禁止する旨の定めがない場合に、創作者が法定の報酬を支払うことにより適法に再録音を行うことができると主張した。一方、蜂鳥音楽は、鄧氏の 2 枚のアルバムを発売した際のみ権利に関する告知⁽¹⁸⁾を付したが、それ以外の作品については、そのような告知が行われていなかった。その結果として、鄧氏はその他の楽曲について適法に再録音を行うことができた。ここで留意すべき点は、鄧氏が 14 歳の時に香港作曲家及び作詞家協会⁽¹⁹⁾（以下「CASH」という）に加入していたため、自ら創作した楽曲についての実演権や情報ネットワーク伝達権等の権利が、CASH によって管理されていることである。つまり鄧氏は、いまだに自らの楽曲に関する著作権を有していることになる。今年 6 月鄧氏は、再録アルバムをインターネット上で公開したが、蜂鳥音楽が依然として鄧氏による楽曲を再録音する行為が侵害に当たると主張していた。現時点では、本件に関する司法の最終的な判断を下されていないが、事実関係からみると、契約を締結する際には、著作権の帰属を明確にしておくことが極めて重要である。特に実演家の権利や録音製作者の権利等の著作隣接権については、契約書において権利帰属、許諾に係る利用方法及び条件の範囲等を明確に定める必要があると考えられている。

音楽著作物に関する著作権		
主体	権利 (著作権法 2020 年)	内容
作詞家・ 作曲家	財産権(10 条)	複製権、放送権、貸与権、 情報ネットワーク伝達権等
	人格権(10 条)	公表権、氏名表示権、改変 権、同一性保持権
実演者	実演者権利 (39 条)	身分を表示する権利、複製 権、発行権、貸与権、報酬 請求権等
録音録画 製作者	録音録画権 (42 ~ 45 条)	複製権、発行権、貸与権、 情報ネットワーク伝達権、 報酬請求権等

2 音楽著作物と著作権法上の諸問題

著作物の利用は、著作権者から許諾を得るというのが原則となる。前述のとおり、著作権管理団体も、著作権者から楽曲の著作権の管理委託を受け、著作権者に代わって音楽著作物の利用許諾を与え、利用者から著作物使用料を徴収し、それを著作権者に分配することができる。また、著作権法において一定の場合には、著作物の利用を認める権利制限規定というものが各種設けられている。これらの権利制限規定に該当する場合には、権利者の許諾を得ることなく著作物を利用することが認められる。他方、これらの規定が適用されない場合には、無断利用は著作権侵害に該当するおそれがある。とりわけ利用者の間では、インターネット上のコンテンツを誰でも自由に使えるという認識が根強く、違法行為に対する意識の低下等様々な要因によって、著作権問題も顕在化している。例えば、近年、ライブ配信やショート動画は、急速に普及しており、若年層を中心に多大な支持を得ている。独自の雰囲気を出し視聴者を惹きつけるために、動画制作者や配信者は、BGM をつけて動画全体にリズム感や臨場感を与えている。しかし、実際には、創作者が音楽著作権者の許諾を得ずに音楽を利用する事例が散見され、無断利用の拡大に伴い、音楽著作権をめぐる紛争が増加しつつあり、実務上の問題が深刻化している。

2025 年 4 月 22 日に北京インターネット裁判所は、ライブ配信関連著作権侵害事件の審理状況に関する記者会見⁽²⁰⁾を開催し、『北京インターネット裁判所によるライブ配信関連著作権侵害事件の審理報告書』⁽²¹⁾（以下「報告書」という）及び典型事例を公表した。近年、ライブ配信市場においては、ユーザー数及び市場規模が拡大し続けている一方、著作権分野における侵害の深刻化が指摘されている。特に音楽、ゲーム配信、映像コンテンツ等をめぐる権利侵害事件が多発している。同報告書によれば、2018 年 9 月 9 日の裁判所の設立から 2025 年 3 月 31 日までの期間において、北京インターネット裁判所が受理したライブ配信関連著作権侵害事件は 1195 件に達しており、係争対象となった著

(17) 著作権法 42 条 2 項

「録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。」

(18) ここでいう「権利に関する告知」は、主に著作権の帰属や制限、権利行使や侵害対応等の事項から構成され、音楽著作物に対する会社の正当な権益を確保するために行われるものである。

(19) 香港作曲家及び作詞家協会 (Composers and Authors Society of Hong Kong Limited) は、1977 年に設立された非営利の音楽著作権を管理する団体である。

HP : <https://www.cash.org.hk/home>

(20) 中国語：涉網絡直播著作權案件審理情況新聞通報會。

(21) 中国語：北京互聯網法院涉網絡直播著作權案件審理報告。

作物は、音楽著作物、視聴覚著作物(テレビドラマ、スポーツの試合等)、言語著作物等多岐にわたっている。その中で音楽著作権侵害事件が896件と最も多く、配信で他人の楽曲を勝手に歌う行為や、許諾を得ずに他人の楽曲をBGMとして使用する行為が、依然として主要な侵害行為に位置づけられている。そのほか、海賊盤の流通や音楽の違法ダウンロード・アップロード、無断カバー・アレンジ等といった侵害態様に起因して、著作権法上の問題が生じている。また技術の発展に伴い、AIが生成した音楽が著作物性を有するか否かという課題も注目されている。AIは、数百万曲に及ぶ既存の音楽データを学習するため、生成された楽曲が既存の楽曲と類似したり、既存の楽曲を基に生成されたりする可能性がある。このように生成された音楽において、利用者の創作的表現が認められるか、他人の音楽を無断で使用しているのかという問題については、日中両国の現行著作権法では明文の規定が存在しないのが現状である。

前述の通り、[鄧紫棋 VS. 蜂鳥音楽事件]において鄧氏は、著作権法42条2項を根拠として、創作者が法定の報酬を支払うことにより適法的に再録音を行うことができると主張した。ここで注目すべき点は、著作権法42条2項である。本条は、「録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない」と定めて、録音製品に対する「法定許可」の法的根拠であると解される。ここでいう法定許可は、法律で明確に定められた範囲において、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できるが、使用料の支払を要する制度である⁽²²⁾。その立法趣旨は、著作権に一定の制限を設ける

ことにより、音楽市場における権利の独占を防止する点にある⁽²³⁾。現時点では、中国における録音製品に関する法定許可の適用範囲は、複製と発行に及ぶとするという見解がある⁽²⁴⁾。実務上は、2008年に最高裁が以下の意見を示している。「著作権法39条3項(現行法42条2項)は、録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽著作物を利用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が利用を許諾しない旨を表明している場合、これを利用してはならないと規定している。本条の立法趣旨は、音楽著作物の流通と円滑な利用を図ることにあり、このような音楽著作物を用いて製作された録音製品の複製や発行についても、同様に、著作権法39条3項(現行法42条2項)の法定許可を適用し、41条2項(現行法44条2項⁽²⁵⁾)を適用すべきではないと解される。著作権者の許諾を得て製作された音楽著作物の録音製品が一旦公表されれば、第三者が当該音楽著作物を用いて新たに録音製品を制作し、これを複製や発行する場合に、著作権者の許諾を要しないが、著作権者に対して報酬を支払う義務を負うことになる」⁽²⁶⁾とされる。デジタル音楽の発展により、音楽著作物の形態や流通構造は多様化してきている。音楽著作物は、従来のCD等による頒布に加えて、近年では音楽プラットフォーム上でも配信されるようになってきている。こうした状況を踏まえると、法定許可の適用範囲が情報ネットワーク伝達権⁽²⁷⁾に及ぶか否かという問題が生じる。この点については、著作権法では明文の規定が存在せず、実務でも見解が分かれている。広州知財裁判所は、「係争対象物が既に適法に録音製品として固定されていることから、これを用いて新たな録音製品を製作し、被告に対して情報ネットワークを通じて公衆送信を許諾することが可能である。これらの行為

(22) 曹陽、蒲瑀「区块链技術与互聯網音樂作品版權保護」南海法学(2018年第9期)77-87頁。

儲翔「中国著作権法第三次改正についての一考察(2)」六甲台論集法学政治学篇第69巻第1号(2022年9月30日)31-37頁。

(23) 杜鵬「我国録音製品法定許可規則完善研究」電子知識産権(2008年第8期)89-99頁。

王遷「論「製作録音製品法定許可」及在我国《著作権法》中的重構」東方法学(2011年第6期)50-58頁。

吳漢東は、「中国の法定許可制度を設ける目的としては、著作者と伝達者との関係を調整し、著作権手続を簡素化し、著作物の二次利用を促進するためにある」と指摘する。「中国区域著作権制度比較研究」中国社会科学(1998年第4期)113-129頁。

(24) 王遷「著作権法」(中国人民大学出版社、2018年)373頁。

林秀芹、代曉焜「数字音樂時代録音法定許可的正当性証成」電子知識産権(2022年第6期)76-89頁。

(25) 著作権法44条2項

「許諾を得た者は、録音録画製品について複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を同時に得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。許諾を得た者は、録音録画製品を貸与する場合、更に実演者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。」

(26) [広東大聖文化伝播有限公司王海成、王海星、王海燕、重慶三峡光盤發展有限責任公司、九江聯盛広場超市有限公司、南昌百貨大樓有限公司侵犯著作権糾紛案]最高人民法院(2008)民提字第57号民事判決書。

(27) 著作権法10条1項

「(十二)情報ネットワーク伝達権、即ち有線または無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物入手できるようにする権利。」

いずれも法定許可の適用範囲に含まれるため、被告の行為が著作権侵害に当たらない⁽²⁸⁾と指摘した。それに対して、北京知財裁判所は、「録音製作者が既に適法に録音製品として固定された音楽著作物を用いて新たに録音製品を製作する場合には、著作権者の許諾を要しないものの、相応の報酬を支払う義務を負うことになる。このような場合に製作された録音製品について、録音製作者は録音製作者としての権利を有することに加えて、当該音楽著作物に関する出版権・発行権をも有すると解される。しかし、録音製作者が当該音楽著作物に係る全ての著作権を当然に取得するわけではない⁽²⁹⁾という見解を示した。つまり北京知財裁判所は、法定許諾の適用範囲が情報ネットワーク伝達権には及ばないと解している。〔鄧紫棋 VS. 蜂鳥音楽事件〕において蜂鳥音楽は、鄧氏が音楽プラットフォーム上で再録アルバムを公開した行為により、自らの複製権、改変権及び情報ネットワーク伝達権が侵害されたと主張していた。その中で情報ネットワーク伝達権侵害に当たるか否かについては、最終的に前掲の二つの裁判所の見解のいずれを採用するのか、あるいはこれらとは異なる新たな見解が示されるのかは、事実認定及び法的評価に基づいて総合的に判断されることになる。この点について現段階では、検討の余地が残されていると思われる。

音楽著作権侵害事件は件数が多い一方で、賠償額には大きな格差が存在している。今までの賠償額が比較的高い裁判例では、その主な理由は、商業利用があったためと解される⁽³⁰⁾。それに対して、個人的利用あるいは非商業利用と認定された事案では、裁判所が

権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき考慮して、賠償額が低い傾向にあるとされる⁽³¹⁾。著作権法には懲罰的賠償が導入されたが、故意であることや情状が重大であることを立証する必要があるため、現在著作権法の分野では、懲罰的損害賠償が適用された事例は比較的少なく、高額な賠償が認められるケースも多くない。したがって、音楽著作権侵害における損害賠償額の認定についても、検討に値する課題であると考えられる。

Ⅲ 裁判例による検討：音楽著作物の権利侵害の認定

1 楽読公司 VS. 酷狗公司著作権侵害及び不正競争紛糾事件⁽³²⁾

(1) 事実の概要及び裁判所の見解

原告である楽読公司が楽曲『錯位時空(時空のずれ)』の著作権を有する。2021年1月1日に当該楽曲が「网易雲音楽(NetEase Cloud Music)」という音楽プラットフォームでリリースされた後、その12秒間の音楽断片がTikTokで468.3万回使用され、同年2月から3月にかけて中国の音楽チャートで上位にランクインした。一方、『錯位時空(女性版)』は、音楽プラットフォーム「酷狗音楽(KuGou Music)」で公開された。2021年11月17日時点での「酷狗音楽」には『錯位時空』というタイトルの楽曲が多数存在していたが、その中で『錯位時空(女性版)』のコメント数は4万2000件以上、視聴回数は8679万回に達していた。原告は、被疑侵害楽曲の歌詞とメロディーは、楽曲『錯位時空』と極め

(28) 〔深圳市騰訊計算機系統有限公司、上海燦星文化伝媒股份有限公司与浙江藍巨星國際伝媒有限公司、広州市塗鴉文化伝播有限公司侵害著作権糾紛案〕広州知識産権法院(2019)粵73民終240号民事判決書。

(29) 〔杭州楽読科技有限公司与呂燕衛侵害作品信息網絡伝播糾紛案〕北京知識産権法院(2021)京73民終3873号民事判決書。

(30) 裁判例として、〔広東太陽神集团有限公司とコカ・コーラ(中国)飲料有限公司、コカ・コーラ中国有限公司著作権糾紛及び不正競争糾紛案〕北京市高級人民法院(2000)高知初字第19号民事判決書。

1999年6月、コカ・コーラ社は、ゴールデンタイムに中国中央テレビ(CCTV)でコカ・コーラの透明炭酸飲料「スプライト」の30秒間のテレビCM「真我」(別名「日出」)を放送した。同CMの楽曲は、広東太陽神集团有限公司の企業テーマソング「当太陽升起的時候」及び同名のCM楽曲と、テーマやメインメロディにおいて極めて類似していた。2004年12月、北京市高級人民法院はコカ・コーラ社に対し、太陽神集团有限公司の著作権を侵害する当該詞曲の使用停止、謝罪広告の掲載、44万5千元(約935万円)の損害賠償額及び2万5千元(55万円)の鑑定費用の支払いを命じた。

(31) 裁判例として、〔瑪拉沁夫、色日瑪訴北京華視偉業文化發展有限公司、仏山市順徳区孔雀廊影音電器有限公司、何沐陽、広東音像出版社侵犯著作権糾紛案〕北京市第一中級人民法院(2008)一中民終字第5194号民事判決書。

本件において北京市第一中級人民法院は、争点となった6小節のメロディーは基本的に同一であり、著作権侵害に当たると認定し、被告が原告に対して2万元(約44万円)の経済的損害賠償を命じた。

〔黒龍江省饒河県四排赫哲郷人民政府訴郭頌、中央電視台、北京北辰購物中心侵犯民間文学藝術作品著作权糾紛案〕

一審：北京市第二中級人民法院(2001)二中知初字第223号民事判決書。

二審：北京市高級人民法院(2003)高民終字第246号民事判決書。

本件において原告は、被告である郭頌に対し、経済的損害40万元(約880万円)及び精神的損害10万元(220万円)の賠償を請求したが、2002年12月28日、一審裁判所は、郭頌が原告に対して1500元(約3.3万円)の合理的な訴訟費用を賠償するよう命じた。被告らは一審判決に不服があり、二審裁判所へ控訴した。2003年12月17日、二審裁判所は控訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

(32) 〔杭州楽読科技有限公司与広州酷狗計算機科技有限公司著作権侵害及び不正競争糾紛案〕

一審：浙江省杭州市中級人民法院(2021)浙01民初2273号民事判決書。

二審：浙江省高級人民法院(2022)浙民終1397号民事判決書。

て類似しており、特にサビ部分「我吹過你吹過的晚風(同じ風に吹かれて)」の歌詞とメロディーが完全に一致し、盗作になったと主張した。それに対して被告である酷狗公司是、被告楽曲と原告楽曲の間には、リズム、基調、詞と曲の構成、メロディーの展開、表現された思想や情感のいずれにおいても顕著な相違があり、両楽曲に共通するのは「我吹過你吹過的晚風(同じ風に吹かれて)」という一行の歌詞のみであって、著作権侵害に該当しないと抗弁した。

2022年10月25日に一審裁判所は、被告が原告楽曲の情報ネットワーク伝達権を侵害したと認定し、被告に対し、原告の経済的損失及び侵害行為の差止めのために要した合理的費用を合わせて5万円(約103万円)の賠償を命じた。しかし、原告と被告はいずれも判決に不服があり、控訴を提出した。二審裁判所は、両曲が実質的類似を構成するか否かを比較検討した結果、以下の相違点が明らかになった。

相違点		
比較要素	原告楽曲	被告楽曲
曲の長さ と構成	曲の長さ：203秒 曲の構成：AABBAABBBB 節数：55節	曲の長さ：173秒 曲の構成：AABBBBAA 節数：41節
楽曲全体 核心部分	Bメロの第1楽句及び第2楽句は、本件楽曲における旋律の核心部分を構成しており、Bメロ全体の中でも最も繰り返し現れる箇所である	Aメロの第1楽句及び第2楽句は、同楽曲における核心部分である
調性、 テンポ	変ロ長調、4分の4拍子、1分当たり67拍	嬰へ長調、4分の2拍子、1分当たり60拍
編曲	主にピアノ、ギター、弦楽、ドラムビート	ピアノによるブロックコードの分散和音を中心として、ギターのアルペジオに伴っている
歌詞、 感情	映画の上映終了という場面を切り口として、人生の一瞬の出会いとしての儂い記憶を呼び起こす構成となっている	孤独な夜を切り口に始まり、愛し合いながら結ばれない切なさがこみあげる曲である

* 判決に基づき筆者作成

以上のように、両楽曲は曲の長さや構成、テンポ、編曲、歌詞、表現された感情等の各要素において明確

な違いがみられる。しかし、両楽曲の間には、モチーフ、メインメロディー、リズム、主題、聴感上の特徴といった要素において、同一または類似する部分が存在すると認められた。

同一または類似する部分
① 被告楽曲の核心部分が、原告楽曲の核心部分から全体的に1オクターブ下。
② 被告楽曲のAメロの第1楽句の歌詞「我吹過你吹過的晚風(同じ風に吹かれて)」は、原告楽曲のBメロの第1楽句の歌詞と同一であり、旋律、リズムパターン、和声も基本的に一致している。両者の核心部分に相当するこの箇所は、被告楽曲中で7小節、29秒間にわたって占められている。
③ 被告楽曲Aメロの第2楽句、イントロの第2楽句、Bメロの第2楽句は、原告楽曲のAメロの第2楽句と、旋律及びリズムパターンの展開、変化、進行といった点で聴き手に与える印象に類似性が認められる。被告楽曲においてこれらの類似部分は9小節、34秒間を占めている。

* 判決に基づき筆者作成

二審裁判所は、被告楽曲には独創性を有する部分が認められるものの、Aメロの第1楽句において原告楽曲のサビの主要部分と一致していると判断した。原告楽曲で広く知られている「我吹過你吹過的晚風(同じ風に吹かれて)」というフレーズについては、歌詞、旋律、リズム及び和声が基本的に同一であることに加え、一部の旋律やリズムの展開、変化、進行においても聴き手に与える印象に類似性があると認められることを根拠として、一審裁判所が被告楽曲を原告楽曲に基づく「演繹作品」⁽³³⁾と認定したことは妥当であると判断した。また著作権法13条⁽³⁴⁾によれば、二審裁判所は、被告楽曲が原告楽曲の一部の歌詞及び旋律に基づいて創作されたものであり、演繹作品として創作し、これを公表・流通させるに当たっては、原告楽曲の権利者の同意を得る必要があると示した。被告は楽曲の創作者ではなく、原告楽曲の権利者から許諾を得ずに自社の音楽プラットフォーム上で係争楽曲のオンライン再生及び有料ダウンロードサービスを提供し、インターネットを通じて公衆が時間や場所を問わず当該楽曲を利用することができるため、原告楽曲の情報ネット

(33) 「演繹作品」という概念は、中国の著作権法及び著作権法实施条例等の法律法規においては明示的に規定した条文が存在しない。実務上、[三七互娛(上海)科技有限公司、上海硬通網絡科技有限公司、広州三七互娛科技有限公司与娛美德有限公司(Wemade Co.,Ltd)、株式会社伝奇IP(Chuanqi IP Co.,Ltd)、亞拓士軟件有限公司(Actoz Soft Co.,Ltd)著作権侵害、不正当竞争糾紛案]において上海知財財産裁判所は、「演繹作品とは、既存著作物を基礎として、改作・改編・翻案等の方法により創作された作品を指す。中国の著作権法には演繹作品という概念を明文の規定がないものの、著作権法12条(現行法13条)の規定は、演繹作品の著作権帰属に関するものであり、原著作権者と演繹者との間の著作権利益関係を確定している。また、同法10条1項13号から16号においては、著作者の演繹権に係る権利が規定されている」と指摘する。(一審：上海市普陀区人民法院(2017)滬0107民初30818号民事判決書。二審：上海知識産権法院(2020)滬73民終149号民事判決書。)

(34) 著作権法13条
「既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。」

ワーク伝達権を侵害したと認められた。したがって、裁判所は、控訴を棄却し、原判決を維持するという判決を下した。

(2) 検討

本件において裁判所は、音楽著作物が実質的類似を構成するか否かの判断基準を明示し、つまり「歌詞、メロディー、リズム、ハーモニー等要素を比較した上で総合的に判断しなければならない」とした。本件係争両楽曲において繰り返し登場し、中核的な役割を果たす「我吹過你吹過的晚風(同じ風に吹かれて)」という歌詞及びメロディーが完全に一致し、その他の一部の歌詞においても、メインメロディー及びリズムの聴取印象が極めて類似していることから、これらにより実質的類似が構成される。被告楽曲は、原告楽曲の大量の歌詞とメロディーを翻案した上で、異なるスタイルと情感を表現しており、一定の独創性と美的価値を備えている。そのため、原告楽曲を基にした演繹作品に該当したと認められた。また被告が当該楽曲を無断で伝播した行為は、原告楽曲の著作権を侵害したものである。

音楽著作物には、歌詞が付けられた曲と歌詞のない曲が含まれるため、侵害の認定に際しては、侵害行為の態様に応じて行われている。侵害行為については大きく二つに分けられる。一つ目は、歌詞の盗用である。通常、歌詞は言語著作物として取り扱われ、侵害の成否を判断する際に、言語著作物侵害訴訟において示された判断基準を参照し得ると解される。最高裁は、「著作権侵害にあたるか否かを認定するには、被告が原告の作品に接触(アクセス)したか否かと、係争作品の間に実質的類似を構成するか否かを基準に判断する必要がある。また実質的類似の有無を判断する際には、著作者の取捨選択や判断、物語の構築、プロットの作

成など同一または類似しているかを比較するべきであり、思想や感情、アイデア等の要素で比較するわけではない」⁽³⁵⁾とした。二つ目は、楽曲の盗用である。楽曲には、和声、リズム、メロディー、テンポ、調性等、様々な要素が複雑に絡み合っている。そのため、単にその一部の要素が同一または類似しているか否かのみをもって判断することは妥当ではない。また創作者は、独創的な表現を加え、楽曲を通じて個人的な感情を具現化するため、歌詞の盗用に関する侵害判断と比べると、楽曲盗用の判断は一層複雑であると考えられる。実務において実質的類似性の有無を判断するにあたって、裁判所は音楽の諸要素の比較に加え、楽曲が伝える感情や、聴取者に与える印象についても重視している。原告と被告の双方の楽曲のサビ部分が実質的類似を構成するか否かが争点となった[跟我出發 VS. 無価之姉著作権権属, 侵權糾紛事件]⁽³⁶⁾を例にすると、裁判所は、「楽曲全体としての印象を把握するとともに、伝える感情が一致しているか否かを重視する」という判旨を示した。つまり「音楽が生み出す雰囲気が同じか否か」という点が重要視されている。例えば、両曲がともに悲しみや切なさを感じさせる場合、聴き手に与える印象はほぼ同じであると考えられる。

裁判所が示した判断基準とは異なり、音楽業界においては、「8小節似ていれば盗作」といった不文律や、「〇〇秒以内なら著作権がかからない」といった時間の基準が存在する。すなわち、楽曲において同一または類似のメロディーが8小節を超える場合や、極めて短時間であっても中核的なメロディーが用いられる場合には、盗作と認定される可能性があるという見解もある⁽³⁷⁾。一方、中国及び日本の著作権法、並びにベルヌ条約においても、このような考え方に関する明文の規定は設けられていない。実際には、中国において音楽の小節数に着目して侵害の成否を判断した裁判例が存

(35) [張曉燕 VS. 雷獻和, 趙琪, 山東愛書人音像圖書有限公司著作權侵害糾紛事件]最高人民法院(2013)民申字第1049号民事裁定書。

(36) [跟我出發 VS. 無価之姉著作権権属, 侵權糾紛事件]北京知識產權法院(2024)本件の判決書の案号は、2025年11月現時点でまだ公表されていない。

現時点で本件の判決書及び事件番号は未公表であり、本文における判決内容は、本件の専門家補助人として林淨伊氏(中国音楽家協会会員・北京音楽家協会会員)がSNSに公開した判決書の一部を参照したものである。

https://weibo.com/1478122774/5053810915150185?wm=3333_2001&from=10FB093010&source=weixin&s_trans=vy84kG0ZTf0j1ryzq5UWg%3D%3D_5053810915150185_s&s_channel=4

(最終閲覧日: 2025年11月29日)

(37) このルールの由来については、アメリカの1923年の音楽著作権訴訟(Marks v. Leo Feist, Inc.) (290 F. 959 (2d Cir. 1923))を端緒とするという見解がある。本件において原告であるMarksは、楽曲『Wedding Dance Waltzes』の著作権者であり、被告であるLeo Feist社の楽曲『Swanee River Moon』が原告の楽曲を盗作し、著作権を侵害したと主張した。裁判所は、原告の楽曲が全体で450小節から構成されており、被告の楽曲に原告の楽曲と極めて類似する6小節が含まれていると認定した。しかし最終的に、裁判所は、被告が著作権侵害に該当したとは認めなかった。その理由について、「音楽創作における旋律の組み合わせには限りがあり、作曲家は創作の際に大衆の受容能力、一般人でも歌える程度の音域・難易度等を考慮する必要がある……流行歌における旋律の組み合わせの選択肢には制限があり、そのため多くの楽曲において部分的な類似が生じることは避けられない……著作権法の保護は、全体で450小節から成る音楽著作物において、6小節に類似する音楽の作成を他人に禁止することにまで及ばない」とされた。すなわち裁判所は、原告が曲に関して有する著作権は、全体で450小節に及ぶ楽曲のうちの6小節を被告が利用することを禁止するまでのものではなく、そのため被告の行為は、著作権侵害に当たらないと結論づけた。

在する。〔敖包相会 VS. 月亮之上事件〕⁽³⁸⁾では、争点となった6小節のメロディーを比較した結果、当該部分が基本的に同一であると認定され、被告の著作権侵害が成立し、原告に対して2万元(約44万円)の経済的損害賠償が命じられた。本判決は、小節数の類似を重要な考慮要素として著作権侵害を認めた事例であるが、音楽業界において通説的に理解されている「8小節の類似でなければ侵害が成立しない」とする見解は、必ずしも妥当とはいえないと思われる。また、前述の〔跟我出发 VS. 無価の姉著作権権属、侵权糾紛事件〕⁽³⁹⁾において裁判所は、「音楽の創作には独自の特性があり、同一のモチーフや音楽素材からであっても、全く異なる著作物を生み出すことが可能である。したがって、小節数のみを比較基準とした場合、モチーフや音楽素材が同一または類似しているという理由で、音楽全体の独創性を否定する結果となり得る。そのような判断は、自由な創作を妨げる恐れがある」という見解を示した。以上を踏まえて、「短時間の利用であれば問題ない」、「8小節以下の類似であれば侵害に当たらない」という誤った理解に基づいて音楽を利用した場合、無意識のうちに著作権を侵害するおそれがある。

2 楽海飛声公司 VS. 温州銀行、温州銀行杭州支店著作権権属、侵权糾紛事件⁽⁴⁰⁾

(1) 事実の概要及び裁判所の見解

原告は、楽曲『你笑起来真好看(笑顔がかわいい)』について著作権及び実演家としての権利を有し、かつ録音製作者としての権利も有すると主張したほか、長年にわたる宣伝活動や投資により、当該楽曲が中国の教育市場において高い評価を受けて、2019年に最も流行した子供向け楽曲の一つであり、優秀楽曲賞も受賞していたと主張した。それに対して被告は、社内運動会に関するショート動画をTikTokに投稿し、その動画のBGMとして楽曲『你笑起来真好看』を利用したが、原著作権者の許諾を得ていなかった。また当該動画をTikTokにアップロードしたことにより、ユーザーが任意の時間や場所で視聴できる状態になっていた。原

告は、被告の行為が複製権及び情報ネットワーク伝達権等の著作権を侵害するものであると主張していた。2022年に裁判所は、無許諾で動画コンテンツに係る楽曲が利用され、著作権侵害にあたるか否かが争われた本事件について、情報ネットワーク伝達権の侵害を認め、4500元(約9.9万円)の支払いを命じる判決を言い渡した。具体的には、裁判所は、被告が原告の許諾を得ずに無断で利用し、自ら撮影した動画にBGMとして音楽を挿入してTikTokに投稿し、誰でも任意の時間や場所で視聴できていたと認定し、当該音楽著作物の情報ネットワーク伝達権を侵害したという判断を下した。

(2) 検討

実際には、本件は動画製作におけるBGMをめぐる著作権侵害に関する初めての裁判例ではなく、2019年に発生した〔VFine Music VS. Papitube 録音録画製作権侵害糾紛事件〕⁽⁴¹⁾が、中国においてショート動画分野のMCN事業者が無許可で楽曲を商用利用した最初の裁判例とされる。被告である「Papitube」は、中国の有名なMCN企業であり、傘下の動画配信者である「Bigger研究所」が制作されたCM動画において無断で他人のオリジナル曲『Walking on the sidewalk』を利用した。同動画の総再生回数は2,039万回を超え、エンゲージメント数(いいね・シェア・コメント等を含む)も25万に達したが、作曲家に対し1円たりとも支払われていなかった。裁判所は、被告がショート動画を制作する際に、著作権者に許可を得ずに係争楽曲を利用してネット上にアップロードした行為が情報ネットワーク伝達権を侵害すると結論づけ、原告に対し経済的損失4000元(約8.8万円)及び合理的費用3000元(約6.6万円)の賠償を命じた。2019年以降、BGM使用をめぐる著作権侵害事件が依然として多発している背景には、新しいメディアに対する人々の著作権意識の欠如や制度的整備の遅れに加え、インターネットの普及及びユーザー生成コンテンツ(UGC)の影響力が拡大し続けている点にもある。2025年7月中国インターネット情報センター(CNNIC)⁽⁴²⁾により公表され

(38) 〔瑪拉沁夫、色日瑪訴北京華視偉業文化發展有限公司、仏山市順徳区孔雀廊影音電器有限公司、何沐陽、広東音像出版社侵犯著作権糾紛案〕前掲注(31)。

(39) 前掲注(36)。

(40) 〔北京楽海飛声文化發展有限公司与温州銀行股份有限公司、温州銀行股份有限公司杭州分行著作権権属、侵权糾紛案〕浙江省温州市鹿城区人民法院(2022)浙0302民初7832号民事判決書。

(41) 〔北京音未文化伝媒有限公司与徐州自由自在網絡科技有限公司、北京春雨聽雷網絡科技有限公司侵害録音録像製作権糾紛案〕北京互聯網法院(2019)京0491民初22014号民事判決書。

(42) 中国語：中国互聯網絡信息中心(China Internet Network Information Center)。

た第56回『中国インターネット発展状況統計報告』⁽⁴³⁾によれば、2025年6月時点での中国のインターネット利用者数は11億2800万人に達して、2024年12月と比べて1436万人が増加し、インターネット普及率は79.7%となっており、2024年末比で1.1%の上昇となった⁽⁴⁴⁾。

こうした背景を踏まえ、情報通信技術が急速に発展するにつれて、SNS利用者数は年々増加傾向にあり、投稿された映画コンテンツ等の閲覧・共有も、以前より活発化している。その結果、楽曲がBGMとして濫用される傾向が見られ、著作権者の許諾を得ずに無断で利用したケースも散見される。

BGMの無断利用は、動画投稿に限らず、店舗や商業施設での使用においても問題視されている。中国では、既に2003年11月、BGMに係る著作権侵害事件が発生した。本件は、中国の改正著作権法(2001年)が施行された以降、商業施設におけるBGMの利用をめぐる著作権侵害訴訟として全国初の事例とされる。MCSCは、北京長安ショッピングモール(以下「長安」という)を相手取り、音楽の使用停止と損害賠償を求めて、裁判所に訴えを提起した。具体的には、MCSCは、長安が営利目的で他人の音楽著作物を無断で上演し、使用料も支払わなかったことは著作権侵害に該当したことを理由として、損害賠償の支払いを求めた。一方、長安側は、MCSCが委託により著作権者の権益を守る非営利団体に過ぎず、ショッピングモールでBGMを流していることに対して使用料を徴収する権限はないと主張した。またMCSCの楽曲使用料の徴収について、同協会が2000年9月に制定した『音楽著作物上演に関する著作権使用料徴収基準』(以下「徴収基準」という)によって行われて、一方的に定めた『徴収基準』に基づいて使用料を請求することは著作権法の規定に反し、MCSCが非営利団体として強制徴収の基準を制定する権限はないと指摘した。それに対してMCSCは、『徴収基準』が既に国家版權局の同意を得ることを明確に示した。しかし、長安側は、国家版權局による当該基準に基づく料金徴収の承認を得たこ

とを意味するものではないと反論し、BGMの使用行為はお客様に優れた購買体験を創り出し、営利を目的とするものではないため、MCSCが使用料を徴収する権限はないと主張した。最終的に本件は、調停成立となって終了し、当事者双方は裁判外の和解に至った⁽⁴⁵⁾。

店舗・商業施設でのBGMとしての利用については、いまだに議論の余地がある。一部の大型ショッピングモールやチェーン店等において著作権者や音楽著作権管理団体と楽曲利用契約を締結しているのに対して、個人経営の飲食店や小規模なスーパーマーケット等では、著作権意識が比較的低い傾向にある。特に音楽配信プラットフォームで有料会員になっているから、既に利用料を支払っており、再生しても問題がないという意識を有する者が多い。また、音楽プラットフォームの「サービス利用規約」には、「有料会員が取得したコンテンツを個人的な学習・研究・鑑賞等以外の目的で利用した場合、プラットフォームは会員に通知することなく当該サービスの全部または一部の提供を中断または停止でき、その無断使用に伴う責任は会員が負うものとし、プラットフォームまたは第三者に損害が生じた時に会員が損害賠償責任を負う」といった条項が記載されるが、これらの規約が煩雑であるため、当該内容を十分に確認することなく同意する利用者が相当数存在する。さらに、規約の表示位置が目立たず、利用者が見落としやすい点も問題とされる。厳密な法的観点からみると、CDを購入したり、音楽配信サービスの会員アカウントを利用して音楽を聴いたりしている場合であっても、あくまで私的使用の範囲内での再生・視聴に限られており、実演権や情報ネットワーク伝達権等の他の著作権を取得することにはならない。また国家版權局が使用料基準⁽⁴⁶⁾を定めているとしても、全ての店舗や商業施設に対して楽曲使用料を適法かつ適正に徴収し、未納者に法的措置を講じることは、現実的には極めて困難であり、多大な労力とコストを要すると考えられている。

(43) 中国語：中国互聯網發展統計報告。

(44) 中国互聯網絡信息中心「第56回中国インターネット発展状況統計報告」(2025年7月)1頁。

(45) [中国音楽著作権協会訴長安商場背景音楽侵權案]北京市第一中級人民法院(2004)本件の案号に関する情報が公開されていない。

(46) 例えば、中国国家版權局が発表された2011年3号「音楽著作物の実演に関する著作権許諾使用料基準に関する公告」(中国語：『關於使用音楽作品進行表演的著作権許可使用費標準的公告』)によると、バー、カフェ、レストラン等は「機械実演使用料基準(二)」の適用の対象となる。機械実演のみを提供する店舗については、営業面積が40㎡未満の場合、1㎡あたり1日0.025元(約0.56円)が使用料として課される。営業面積が40㎡を超える場合は、超過部分について1㎡あたり1日0.02元(約0.45円)が追加で課される。機械実演と現場実演の両方を提供する店舗については、営業面積が40㎡未満の場合、1㎡あたり1日0.05元(約1.1円)の使用料が課される。営業面積が40㎡を超える場合は、超過部分について1㎡あたり1日0.04元(約0.9円)が追加で課される。またスクリーンで音楽を再生する場合は、スクリーン1台ごとに年間350元(約7810円)の追加料金が発生する。

Ⅳ 音楽著作物の著作権保護に関する今後の展開

1 法制度上の対応

(1) 著作権登録制度

近年、中国で著作権の登録件数が継続的に増加している。2025年2月に国家版權局により発表されたデータによれば、2024年の著作権登録件数は1063万610件に達し、前年比19.13%の増加となっており、その中で音楽著作物の登録件数は3万7782件で、約0.48%を占めている⁽⁴⁷⁾との報告が示すように著作権保護への意識が高まる。中国では、著作物は創作が完了した時点で自動的に著作権が発生し、登録手続を経る必要はないが、侵害紛争においては著作権の帰属問題がしばしば論点となっている。『著作物任意登録試行弁法』(1994年)⁽⁴⁸⁾1条では、「著作者またはその他の著作権者及び著作物の利用者の合法的權益を守り、著作権の帰属に起因する著作権紛争の解決に資し、著作権紛争の解決に初歩的な証拠を提供するため、ここに本弁法を定める」と規定される。つまり登録によって一定の法的効果が生じる。具体的には、『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』(2020年)⁽⁴⁹⁾(以下『解釈』という)7条にみられる。「当事者が提出した著作権に関する原稿、原本、合法的出版物、著作権登録証書、認証機関が発行した証明書、権利取得に関する契約書等は、証拠として用いることができる。作品または製品上に署名のある自然人、法人または非法人組織は、著作権または著作権に関連する權益の権利者とみなされる。ただし、反証がある場合を除く」とされている。要するに「著作権登録証書」は、著作物の権利帰属を認定するための証拠として用いることができる。被告が、権利帰属に異議を唱える場合には、その主張を裏付ける反証を提出する必要がある。提出されない場合には、裁判所が著作権登録証書に記載された著作権者をもって認定を行うこととなる。実務上、〔好楽無荒公司

VS. 劉偉, 皓涵予漆公司侵害著作物実演権紛争事件)⁽⁵⁰⁾において原告は、2019年12月16日に係争楽曲『你的答案(君の答え)』について国家版權局で登録を行い、著作権登録証書の交付を受けた。裁判所は、原告が提出した「詞曲著作権譲渡契約書」、「受領確認書」、「著作権登録証書」等の証拠について、これを覆す反証がない場合には、『解釈』7条の規定に基づき、原告が係争楽曲の著作財産権者であり、自らの名義で訴えを提起する資格を有すると認められた。

ここで注意すべきは、著作権登録証明書を持っていても、著作権を有すると認定することはできない点である。著作権登録証明書には、登録作品の創作時期、創作人等の情報が記載されているが、あくまで「登録した」という事実を示すものであって、著作権を取得するための法的根拠ではない。例えば、被告が自分の作品を先に創作して、しかも独創性があると証明できれば、原告の著作権登録証明書は、裁判所で無効とされる場合がある。また著作権登録は、方式審査によって行われる。つまり審査機関は、申請書類が所定様式に従っているか否かを確認し、作品の独創性の有無については審査の対象とならない。そのため、原告が著作権登録証明書を提出したとしても、裁判所が、当該登録された作品が著作物性を有しないと判断した場合には、その登録内容が認められないこともある⁽⁵¹⁾。

したがって、司法実務における権利帰属の認定について、著作権登録証明書が、著作権帰属を証明する初歩的な証拠にとどまり、裁判所は個別事件の事実関係に基づき、とりわけ重複登録行為や悪意登録行為が存在する場合には、原稿や創作過程の原始記録、著作権譲渡契約書等その他の証拠とあわせて総合的に判断する必要があると解される。

以上のように、音楽著作権侵害訴訟において権利帰属が不明確であることによって生じる法的な紛争を避けるためには、音楽著作物の創作完了後に速やかに著作権登録を行うことが、効果的な侵害予防手段及び権利保護手段であると考えられている。また著作権登録

(47) 中国国家版權局『国家版權局關於公布2024年全国著作権登記情况的告知』国版発函[2025]4号(2025年2月24日)
https://www.ncac.gov.cn/xxfb/bqshfw/bqdj/ndtj/202502/t20250228_885980.html
(最終閲覧日:2025年11月25日)

(48) 『著作物任意登録試行弁法』(国権(1994)78号)(中国語:『作品自願登記試行辦法』中華人民共和國国家版權局は1994年12月31日に公布、1995年1月1日より実施。

(49) 『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』(中国語:『最高人民法院關於審理著作權民事糾紛案件適用法律若干問題的解釋』)2002年10月12日最高人民法院審判委員會第1246回會議にて可決された。2020年12月23日最高人民法院審判委員會第1823回會議にて、「最高人民法院『最高人民法院專利權侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釋(二)』等18件の知的財産権系司法解釋の改正に関する決定」に基づく改正案を可決され、2021年1月1日より実施。

(50) 〔北京好楽無荒文化有限公司与劉偉, 射洪皓涵予漆裝飾工程有限公司侵害著作物表演權糾紛案〕四川省遂寧市中級人民法院(2020)川09知民初字第171号民事判決書。

(51) 張志彬,王可心「大規模人工智能生成物对著作権登記効力的影響与对策」重慶郵電大学学报(社会科学版)第37卷第2期(2025年3月)55-64頁。

証明書には通常、登録番号、著作物の名称、著作物の種類、著作者、著作権者、創作完了日、初公表日、登録日、国家著作権局の押印等情報が記載されており、これらの情報はそれぞれ重要な役割を果たす。例えば、創作完了日は、係争著作物の創作時期の先後を判断するための重要な手がかりとなる。著作権の保護期間を明確にする上でも有効であり、係争対象物が保護期間内にあるか否かを判断する際に参考となる。したがって、実務において著作権登録証明書は、著作権帰属を証明する初歩的な証拠として扱われるが、音楽著作物を保護する手段の一つとなり得ると思われる。

(2) 著作権集中管理制度

音楽、映像、放送等のコンテンツ産業の発展に伴い、著作物の無断使用・複製行為が大幅に増加している。とりわけライブ配信やカラオケといった場面では、他人の音楽が無断で利用される事例がしばしばみられる。しかし、このような侵害行為に対しては、侵害者の数が膨大であり、侵害態様も多種多様であるため、音楽著作権者が個々の侵害者に連絡を取り警告書を送付したり、訴訟を提起したりすることは、多大な時間や労力を要し、実効的な権利救済を図ることを困難にしているのが現状である。言うまでもなく、海外においては、法制度面及び手続面の相違により、音楽著作権侵害への対応が権利者にとって一層困難となっている。したがって、音楽著作権の適切な保護を図るために、多くの権利者が著作権集中管理団体に加入し、集中管理によって権利保護と利用促進の両立を目指している。

現在、中国には、中国音楽著作権協会(MCSC)、中国音像著作権集体管理協会(CAVCA)、中国文字著作権協会(CWWCS)⁽⁵²⁾、中国摄影著作権協会(ICSC)⁽⁵³⁾、中国映画著作権協会(CFCA)⁽⁵⁴⁾という5つの著作権集体管理団体がある。その中で、音楽著作物に関する集体管理団体は、中国音楽著作権協会(MCSC)と中国

音像著作権集体管理協会(CAVCA)⁽⁵⁵⁾である。中国音楽著作権協会(Music Copyright Society of China)は、1992年12月17日に国家著作権局と中国音楽家協会によって共同で設立され、中国本土(香港・マカオ・台湾を除く)唯一の音楽著作権集体管理団体であり、作曲家、作詞家及びその他の音楽著作権者の合法的権益を保護することを目的としている。中国音像著作権集体管理協会(China Audio-Video Copyright Association)は、2008年5月28日に設立された中国唯一の音像著作権集体管理団体であり、MCSCと同様に非営利団体として会員制を採用している。その会員には、レコード会社、音楽出版社等の録音製品の権利者が含まれている。また当協会は、カラオケやインターネット等、個人による権利行使が困難な分野において、著作物の利用許諾及び使用料の徴収を担っている。

管理団体	中国音楽著作権協会(MCSC)	中国音像著作権集体管理協会(CAVCA)
保護権利	音楽著作権	録音録画製品に関する著作権
保護対象	歌詞・楽曲等	録音録画製品等
権利者	作詞家・作曲家等	レコード会社、録音録画製作者等
海外連携	著作権協会国際連合(CISAC) 日本音楽著作権協会(JASRAC)等	国際レコード・ビデオ製作者連盟(IFPI)

近年、著作権管理団体に加入する権利者が増加し続けている。2025年6月にCAVCAにより公表された『中国音像著作権集体管理協会2024年年報』によれば、2024年著作権使用料収入は4億9824万元(約112億円)に達し、前年度より1429万元(約3.2億円)増加して約3%の成長を示しており、会員数も前年比16.2%増の748社となり、管理対象となる音楽・映像著作物数は約53万曲で、前年比40.4%増を記録した⁽⁵⁶⁾。それに対して、MCSCにより公表された『2024年年報』に

(52) 中国文字著作権協会(China Written Works Copyright Society)は、2008年10月24日に設立された中国で唯一の言語著作物の著作権を集中管理する団体である。2024年度の著作権使用料徴収額は2,311万元(約4億9500万円)となった。
HP: <http://www.prcopyright.org.cn>

(53) 中国摄影著作権協会(Images Copyright Society of China)は、2008年11月21日に設立された中国で唯一の写真著作権を集中管理する非営利法人である。
HP: <https://www.icsc1839.org.cn>

(54) 中国映画著作権協会(China Film Copyright Association)の前身は、2005年8月に設立された中国映画版權保護協会である。2009年に国家版權局の審査を経て、中国映画著作権協会と改称され、中国で唯一の映画著作権を集中管理する団体となった。
HP: <http://www.cfca-c.org/index.php>

(55) 中国音像著作権集体管理協会(China Audio-Video Copyright Association)は、2008年5月28日に設立された中国で唯一の音像著作権を集中管理する団体である。
HP: <https://www.cavca.org>

(56) 中国音像著作権集体管理協会『中国音像著作権集体管理協会2024年年報』中国新聞出版電報(2025年6月)。
http://epaper.chinaxwcb.com/app_epaper/2025-06/17/content_99860846.html
(最終閲覧日: 2025年11月23日)

よれば、2024年末時点での当協会の会員総数は14064人に達し、今後も増え続けると見込まれている。また2024年利用者から徴収した著作権使用料は前年度比11.7%増の4億7700万元(約107億円)となっており、過去最高額を上回った⁽⁵⁷⁾。上記のデータから明らかのように、両団体による使用料徴収額及び会員数の増加は、著作権者の集中管理制度に対する信頼の高まりと著作権意識の向上を示すものであり、音楽著作物保護の手段としての有効性を裏付けていると思われる。著作権法8条1項の規定によると、著作権者及び著作権に関連する権利者は、著作権等管理事業者に対して、著作権または著作隣接権の行使を委託することができる。著作権等管理事業者は自己の名義で著作権者及び関連権利者の権利を主張することができ、著作権または著作隣接権に関わる訴訟・仲裁等においても、当事者として参加することが可能である。カラオケに関する音楽著作権侵害訴訟⁽⁵⁸⁾を例にすると、経営者が著作権者の許諾を得ることなく、相応の使用料を支払わずに、営利目的で楽曲を公衆に向けて再生し演奏する行為は、著作権侵害に該当すると解される。しかし、楽曲には作詞家、作曲家、実演家、レコード製作者等複数の権利主体が存在しており、個別の権利者だけでは当該楽曲に係る全ての権利を一元的に主張することが困難である。このような場合に、MCSCまたはCAVCAが集中管理を行うことにより、両団体が権利侵害を発見した際には権利者に代わって自らの名義で訴訟を提起することができ、権利行使が一層円滑かつ

効率的に行われるようになる。また音楽著作権侵害訴訟において、「電子データ」⁽⁵⁹⁾証拠の確保手段として、タイムスタンプが用いられることが多い⁽⁶⁰⁾。しかし、その技術基準が不明確で手続が煩雑であるため、実務上証拠の真実相当性を認定することが難しい。例えば、証拠収集の際に画面が突然暗転し修復できない場合、被告から手続の不備や違法性を主張され、侵害の成立が否定される可能性もある⁽⁶¹⁾。これに対して、MCSCやCAVCAが多数の侵害事件を取り扱ってきた経験・実績があり、個人に比して迅速かつ確に対応することができる。またMCSCは、中国国内で権威あるタイムスタンプ局—北京聯合信任技術服務有限公司⁽⁶²⁾と協力関係を構築しており、極めて低コストで証拠の収集・保全を行うことができ、権利救済の実効性が高いという利点がある。

要するに、著作権者が著作権集中管理団体に加入することは、音楽著作物の著作権保護の有効な手段の一つであると考えられている。著作権者は、信託により権利行使を両協会に委託し、両協会が著作物の利用許諾及び使用料の徴収・分配等を一元的に行うことができる。また前述の通り、音楽著作権が侵害された場合には、MCSCやCAVCAが著作権者に代わって、調停や訴訟等の法的手段をとることも可能である。[MCSC VS. 句容雨潤公司侵害著作物実演權紛糾事件]⁽⁶³⁾に例を挙げると、香港作曲家及び作詞家協会(CASH)は作詞家・作曲家である鄧氏と譲渡契約を締結し、信託により本件係争音楽著作物の著作権を取得

(57) 中国音楽著作権協会「2024年年報」(2025年8月)7-9頁。

(58) 裁判例として、湖南省株洲市中級人民法院(2022)湘02知民初字第24号民事判決書。

本件において原告は、多数の権利者と著作権信託契約を締結しており、18万件を超える音楽著作物について複製権等の著作権を有し、集中的に管理している。被告は、原告と著作権利用許諾契約を締結せず、かつ利用料も支払わないまま、自ら営業するカラオケ店舗において、不特定多数の者に対し、収録された多数の音楽著作物の選曲や再生サービスを提供していた。裁判所は、被告が著作権侵害に該当すると認定し、被告に対して侵害行為の差止めと、原告に対する経済的損害及び合理的費用の合計3万7200元(約82万円)の賠償を命じた。

(59) 中国の民事訴訟法における証拠の認定について、真実性、関連性、合法性という三つの要件を満たさなければならない。「電子データ」は、2012年中国の民事訴訟法の改正により、新たな証拠として追加された。

中国民事訴訟法(2023年改正)66条

「証拠には以下が含まれる。

- (1) 当事者の陳述；
- (2) 書証；
- (3) 物証；
- (4) 視聴覚資料；
- (5) 電子データ；
- (6) 証人の証言；
- (7) 鑑定意見；
- (8) 検証記録。

証拠は、証拠調べを経て真実であることを確かめたものに限りに、事実認定の根拠とすることができる。」

(60) 日本貿易振興機構 北京事務所知的財産権部「中国におけるタイムスタンプの活用について」(2019年9月)32頁。

(61) 楊麗「KTV 著作権糾紛案件中的侵權責任認定」第三屆新時代著作權集體管理論壇(2023年11月)。

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzI1MjQzMjA1Nw==&mid=2247488872&idx=5&sn=190083c61f3127f92b67138e3552acfc&chksm=e861ee959816eeb188bc8de4a30f490191c927db2f9428d572c68906003f62797b71ca7b2e23&scene=27
(最終閲覧日：2025年11月29日)

(62) 北京聯合信任技術服務有限公司は中国科学院国家授時中心(NTSC)と共同で聯合信任時間戳服務中心を設立し、タイムスタンプを発行する。

(63) [中国音楽著作権協会と句容雨潤中央購物廣場有限公司侵害作品表演權糾紛案]江蘇省高級人民法院(2018)蘇民終1474号民事判決書。

した。また、MCSCとCASHとの間で締結された相互管理契約においては、自己の名義で相手方協会が管理する著作物の実演を許諾または禁止することができ、その使用料を徴収するとともに、当該著作物の無断実演に責任を負うすべての自然人または法人等に対して、自己の名義で法的措置を講じ、訴訟を提起することができる旨が定められている。したがって、MCSCは、法に基づき設立された音楽著作権管理団体として、権利を管理した場合には、自己の名義で権利を主張することができ、訴訟の当事者となることができると解される。さらに両協会が海外団体と相互管理契約を締結しており、国際的な著作権管理団体との交流も積極的に行っている。例えばMCSCは1994年に国際著作権管理団体連合(CISAC)に加盟し、CAVCAも2016年に国際レコード産業連盟(IFPI)に加盟して関連会員となっている。これにより、協会が管理している楽曲が海外で利用された場合にも、その利用料を徴収し、権利者に分配することができる。結果として国際的にも著作権者の権益が適切に保護され、権利者は国内にいながら安心して創作活動を続けられる環境が整えられている。

2 技術的保護手段

上記では、法制度面から音楽著作物及びそれに係る権利保護の問題を中心に論じてきた。これに加えて、技術的保護手段についても検討していきたい。

テクノロジーの急速な発展に伴い、ブロックチェーン技術を用いた著作物保護の試みが、様々な分野で広がりをみせている。当該技術は、改ざん耐性、取引やデータの透明性が高いという大きな特徴を有するため、権利者に対して新たな技術的保護手段を提供している。音楽分野においても、この新技術の導入が進んでおり、著作権管理や保護を目的とした活用がみられる。従来の音楽産業の構造は、「創作者等 → レコード会社 → 音楽配信プラットフォーム → ユーザー」という形で構成されているが、この流通経路においては、レコー

ド会社、音楽配信プラットフォーム、音楽出版社等といった中間業者が多く入るため、実際に創作者の取り分が減ってしまうことが問題となっており、個々の権利者が自ら権利管理を行うことは、現実的に困難である。また一部の音楽プラットフォームにおいては、楽曲の無断使用、改変、削除といった権利者の許諾を得ない行為も少なからず見受けられる。なお権利者が、MCSCのような著作権管理団体に加入した場合であっても、使用実態に応じた公平かつ合理的な分配を行うことが困難で、利用状況の情報も十分に開示されないことが多く、運営で不透明さが残るといった課題に直面している。それに対して、ブロックチェーンを活用することで、創作が完了した時点で権利者が著作権登録を申請すれば、短時間で存在事実証明書を得て、著作物の創作と著作権登録を同時に行うことが可能となっており、この仕組みにより、従来の煩雑な著作権登録手続が大幅に簡素化される⁽⁶⁴⁾。ブロックチェーン技術は、音楽著作物の創作年月日や創作者に関する情報等の重要なデータを記録することが可能であり、権利帰属の認定を容易にするという点において、一定の効果をも有している。また音楽ファイルにハッシュアルゴリズムを用いて唯一のハッシュ値を生成し、これを記録することで、いかなる者による改ざんも不可能となり、高い安全性と信頼性が確保される。加えて、ブロックチェーンによって生成されるタイムスタンプは、著作物が完成した内容と時間等ある程度証明する役割を果たすことができる⁽⁶⁵⁾。さらに、ブロックチェーン上には、通常、音楽ファイルそのものではなく、そのハッシュ値のみが記録される。このような仕組みにより、高いプライバシー性が確保され、音楽著作物及び権利者の保護が一層強化されることが期待されている。実務上、ブロックチェーン技術を用いて取得する証拠は、民事訴訟法に規定される「電子データ」とみなされる⁽⁶⁶⁾。ブロックチェーンによる電子データ証拠の法的効力をどのように判断するかについては、その証拠の真実性、関連性、合法性等から検討する必要がある

(64) 党璽、王万玉「数字音楽版権区塊鏈技術保護的相關法律問題研究」電子知識産権(2020年第4期)28-42頁。

(65) 何英韜「中国著作権登録制度の最新動向」知財管理69巻12号(2019年)1655-1667頁。

(66) [上海輕享互聯網科技有限公司訴宋某等買完合同糾紛案]上海市普陀区人民法院(2020)滬0107民初3976号民事判決書。裁判要旨：ブロックチェーン証拠は、「電子データ」に属する。インターネット裁判所以外の裁判所においても、事件の審理に際しては、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定』(中国語：『最高人民法院關於民事訴訟証拠的若干規定』)に基づき、『最高人民法院によるインターネット法院の事件審理に関する若干の問題に関する規定』(中国語：『最高人民法院關於互聯網法院審案件若干問題的規定』)に定められた認定方法を参考にして、ブロックチェーン証拠の真実性及び証明力を認定することができる。

る⁽⁶⁷⁾。〔灵动音符公司 VS. 酷狗公司侵害作品信息网络传播权纠纷事件〕⁽⁶⁸⁾において裁判所は、「ブロックチェーンを利用して取得した証拠は、信頼性が高く、改ざんが困難であるという特徴を有するため、被告がその真実性を覆す反証を提出しない限り、当該証拠の真実性が認められて採用されるべきである」と指摘した。したがって、ブロックチェーン技術の活用により、音楽著作権分野において電子証拠の取得及び保全にかかる高コストや、権利認定の困難性といった課題が一定程度解消されたといえる。

現在、ブロックチェーン技術に基づく「創作者等 → スマートコントラクト → ユーザー」という新たな産業構造は、取引効率の向上やコストの削減を可能にする。その中で「スマートコントラクト」を活用すると、中間業者を介さずに創作者とユーザーが直接やり取りを行うことができる⁽⁶⁹⁾。また、楽曲使用料の自動分配も可能となり、すべての取引は共有台帳に記録されることで、使用料をめぐる紛争を減らせる。これによって、取引当事者双方の権利利益が確実に保護されると考えられている。加えて、スマートコントラクトは、高い透明性と安全性を備えており、悪意のある不正行為や情報漏洩といったリスクの発生を未然に防ぐことも可能である。2018年3月に、中国電子商取引大手アリババの音楽事業専門の子会社アリババ・ミュージックは、デジタル音楽ライセンスパートナーであるMerlinと戦略的協力協定を締結し、AIやブロックチェーン技術を活用して、独立系の音楽配信会社、音楽創作者及び音楽著作物等の合法的權益を保護することを旨と発表した。要するに、中国では、既にブロックチェーン技術が音楽著作権分野に応用され始めており、新たな技術的保護手段の模索が進められていることを示している。音楽のデジタル化が急速に進み、ネット配信市場の拡大に伴い、楽曲の利用形態が多様化している。こうした背景の下、結果として侵害行為が多発しており、従来の著作権保護手段では対応が難しくなっている。上記の状況を踏まえ、ブロックチェーン技術の活用は有効な解決策として期待されており、その透明性・セキュリティ・効率性を高めることは、中国の音楽産業の発展にとって喫緊の課題と

なっている。

V おわりに

本稿は、音楽著作物に関する著作権法上の取扱いの現状と法的課題を整理し、音楽著作物の権利侵害に関する典型的な裁判例の分析を通じて著作権保護の在り方を検討するものである。とりわけ音楽著作物の権利侵害の認定について、「盗作」と「BGMとして利用」という侵害態様を中心に論じた。無許可でカラオケ音源の利用、無許諾での翻案や複製等の侵害事件も散見されているが、侵害行為の態様によって、採られる侵害判断の手法が異なっていることから、侵害判断の複雑性を一層高めている。音楽著作物の著作権をより実効的に保護するためには、法的側面と技術的側面の双方から対応する必要がある。まず、著作権登録制度を積極的に活用することにより、権利帰属を明確化することが可能となる。そして著作権管理団体を加入することで、集中管理を通じて許諾手続の円滑化・効率化が実現し、個別許諾に伴う高コストの低減にもつながる。一方、技術的側面からみると、ブロックチェーンは、改ざん耐性や高い安定性といった特徴を有しており、中間業者を排除しつつ取引の効率性を向上させ、音楽著作物の利用状況を把握して透明性を確保することができる。また著作物の類似性判断については、専門的な音楽分析プログラムやAIといった新しい技術を導入することが有効な対策であると思われる。数値的・客観的なデータを併用することにより、裁判官の判断を補うことが可能になっており、妥当な結論に至ることが期待される。しかし、過度な著作権保護は、新たな創作活動を妨げるおそれがあるため、音楽著作権の保護と創作の自由と適切なバランス確保が現時点で重要な課題と位置づけられている。

本稿の執筆にあたり有益なご指摘とご指導をいただいた劉斌斌教授に、心より感謝を申し上げます。

(67) 沙麗「区块链電子存証的法律效力認定—從華泰一娛公司訴道同公司侵害作品信息网络传播权糾紛案談起」中国版權雜誌(2021年)。

<https://mp.weixin.qq.com/s/kiCqNQ8vf8mAVTYfmgr3QQ>

(最終閲覧日:2025年11月20日)

柏川敏夫「中国タイムスタンプの状況と日本国内の証拠確保について」知財管理70巻2号(2020年)170-179頁。

(68) 〔成都灵动音符文化传播有限公司与広州酷狗計算機科技有限公司侵害作品信息网络传播权糾紛案〕四川天府新区成都片区人民法院(2021)川0192民初1022号民事判決書。

(69) 王忱「区块链視角下数字音楽版權保護問題研究」上海法學研究第15卷(2020年)19-28頁。